

第 8 章 民生委員・児童委員

(1) 概 要

民生委員は、民生委員法により「社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めること」を、児童委員は、児童福祉法により「児童、妊産婦の福祉に関する援助及び指導をするとともに児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること」を任務としています。現在、353人が厚生労働大臣の委嘱を受けて、活動を行っています。その中には、厚生労働大臣の指名を受けて、児童福祉を専門的に行う主任児童委員が40人います。

なお、民生委員法による民生委員は、児童福祉法で児童委員に充てられています。

(2) 配置状況

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

地 区	民生・児童委員数 (人)
第 1 地区 興文地区	21 (2)
第 2 地区 東地区	19 (2)
第 3 地区 西地区	26 (2)
第 4 地区 南地区	21 (2)
第 5 地区 北地区	27 (2)
第 6 地区 日新地区	11 (2)
第 7 地区 静里・綾里地区	18 (2)
第 8 地区 江東地区	16 (2)
第 9 地区 安井地区	23 (2)
第 10 地区 三城地区	23 (2)
第 11 地区 中川地区	22 (2)
第 12 地区 赤坂地区	18 (2)
第 13 地区 宇留生地区	19 (2)
第 14 地区 川並地区	9 (2)
第 15 地区 和合地区	12 (2)
第 16 地区 青墓地区	16 (2)
第 17 地区 中川南地区	10 (2)
第 18 地区 荒崎地区	11 (2)
第 19 地区 上石津地区	20 (2)
第 20 地区 墨俣地区	11 (2)
合 計	353 (40)

() 内は主任児童委員数の再掲